

【令和5年度版】宇都宮市 住まいの支援制度



① マイホーム取得支援事業補助

対象：居住誘導区域等に住宅を取得し、新たに転居、転入する世帯。

- ・市外在住者最大85万円 市内在住者最大50万円
- ・子ども1人につき5万円の別途加算あり

☎ 住宅政策課 ☎ 632-2735

② フレッシュマン・若年夫婦・子育て世帯等家賃補助

対象：居住誘導区域の民間賃貸住宅に転居した、新卒採用者、若年夫婦、子育て世帯、結婚を希望する女性

- ・市外在住者最大12万円 市内在住者最大6万円
- ・子ども1人につき1万円の別途加算あり

☎ 住宅政策課 ☎ 632-2735

③ 移住支援金

対象：宇都宮市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、かつ住民票を移す直前に連続して1年以上、「東京23区内に在住」または「東京圏内に在住し東京23区内への通勤」していた方

※移住支援金対象求人を出している企業に就職等の就労要件あり

- ・世帯100万円、単身60万円
- ・子ども加算あり

☎ 人口対策・移住定住推進室
☎ 632-2115

④ 結婚新生活支援事業

対象：令和5年4月1日から令和6年3月31日までに結婚した世帯（所得、年齢等の要件あり）

- ・結婚に伴う住宅取得や新居の家賃等、又は引越費用の一部を補助（世帯により上限30～60万円）

☎ 人口対策・移住定住推進室
☎ 632-2115

⑤ 高齢者にやさしい住環境整備事業

対象：満65歳以上で、介護保険の要支援以上に該当する高齢者のいる世帯（所得要件あり）

- ・整備費の4分の3（上限90万円）※事前申請

☎ 高齢福祉課 ☎ 632-2360

⑥ 重度身体障がい者住宅改造費補助

対象：住宅改造を行う重度障がい者の方

（身体障がい者手帳1・2級の両下肢・体幹の機能障がい有する方等、詳細はお問い合わせください）（所得要件あり）

- ・改造費の4分の3（上限90万円）※事前申請

☎ 障がい福祉課 ☎ 632-2363

⑦ 住宅改修補助

対象：自ら居住する市内の住宅に指定の必須工事（バリアフリー、断熱改修等）を含む工事を行う方

- ・工事費の10%（上限10万円）※事前申請

☎ 住宅政策課 ☎ 632-2735

⑧ 家庭向け脱炭素化促進補助

対象：自ら居住する市内の住宅に補助対象機器を設置又は補助対象機器付住宅を有すること

- ・補助対象機器

太陽光発電システム（1万円/kW, 上限8万円）

定置型蓄電池（2万円/kWh, 上限20万円）

燃料電池（エネファーム）（2万円/件）

ZEH（20万円/件）

給電性能を有する電気自動車（20万円/件）

※ ZEHは居住誘導区域等が対象。

☎ 環境創造課 ☎ 632-2408

⑨ 家庭用生ごみ処理機設置費補助

対象：(1)購入時および申請時に、市内に住所があり居住している人

(2)家庭用生ごみ処理機を購入し、設置した人

(3)市税の滞納がない人

※(1)(2)(3)全てに該当する人

- ・電動式生ごみ処理機：1世帯1台まで
1台につき購入価格の2分の1（上限額40,000円）

- ・非電動式生ごみ処理機（コンポスト容器等）
1世帯3基まで、1基につき購入価格の2分の1（上限額6,000円）

※補助対象となるのは、電動式と非電動式のどちらか片方のみとなります。

☎ ごみ減量課 ☎ 632-2414

⑩ 合併処理浄化槽設置費補助

対象：専用住宅などに浄化槽を設置する方

- ・合併処理浄化槽の新設または、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽に設置替えするために要する経費の一部を補助（対象地域などの条件あり）

☎ 水質管理課 ☎633-2001

⑪ 雨水貯留・浸透施設設置費補助

対象：市街化区域に土地または建物を所有または占有している方

（※浸透施設は市街化区域でも一部補助対象外の区域有）

- ・雨水貯留、浸透施設の設置に要する経費の3分の2（限度額あり）

☎ 工事受付センター ☎633-3164

⑫ 一級建築士による住宅相談

対象：新築やリフォームをお考えの方

- ・偶数月の第3または第4金曜日に実施（予約制）
- ※コロナウイルス等の影響により開催中止となる場合があります。

☎ 住宅政策課 ☎632-2735

⑬ 木造住宅耐震診断支援

対象：昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造2階建て以下の戸建て住宅（賃貸を目的としない住宅）の耐震診断を受ける所有者等

- ・診断費 無料 ※診断後の意向調査あり

☎ 建築指導課 ☎632-2573

⑭ 木造住宅耐震改修・建替え補助

対象：耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた木造住宅（補助対象となる住宅は⑬の「木造住宅耐震診断支援」と同じ。）の耐震改修工事又は建替えを行う住宅の所有者等

耐震改修は住宅全体の評点を1.0以上とする改修

- ・改修費用の5分の4（限度額100万円）
- ※栃木県産出材を利用し建替える場合は更に10万円加算

☎ 建築指導課 ☎632-2573

⑮ 木造住宅簡易改修補助

対象：耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた木造住宅（補助対象となる住宅は⑬の「木造住宅耐震診断支援」と同じ。）

(1)部分改修

㊦住宅全体の評点を0.7以上1.0未満まで向上させる改修

①2階建て住宅の1階部分を1.0以上とする改修

- ・改修費用の5分の4（限度額50万円）

(2)耐震シェルター等設置

1階の居室に耐震シェルター等を設置

- ・改修費用の5分の4（限度額25万円）

☎ 建築指導課 ☎632-2573

⑯ ブロック塀等安全対策費補助

撤去：道路等に面する高さ80cmを超える石塀やブロック塀等の撤去工事等を行う所有者等

（一般）：撤去費用の2分の1（限度額10万円）

（スクールゾーン内）：撤去費用の4分の3（限度額15万円）

再築：上記撤去補助を利用し同一工事として、生垣、フェンス、板塀等を再築する

- ・工事再築費の3分の1（限度額66,000円）

☎ 建築指導課 ☎632-2573

⑰ 民間建築物アスベスト除去等補助

対象：吹付け建材が施工されている戸建て住宅、多数の人が利用する建築物のアスベスト除去工事を行う所有者等（ひる石は対象外）

- ・除去等費用の3分の2（限度額200万円）

☎ 建築指導課 ☎632-2573

⑱ 大谷石利用促進補助

対象：自ら居住する市内の戸建て住宅に、内外装材として大谷石を5㎡以上の面積に利用する方（※塀や蔵は不可）

- ・大谷石にかかる工事費の30%（限度額あり）

※外壁の材料として5㎡以上利用の場合は加算

※1㎡あたりの工事単価38,000円

仕上げ加工石使用部分は50,000円

☎ 観光交流課 大谷振興室

☎632-2455

ご利用検討の際は、補助制度の詳しい内容を担当課でご確認ください